

平成28年8月31日(水)岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電 話 番 号
廃棄物対策課	監視指導係	川田 裕司	内線 2721 直通 058-272-8221 FAX 058-278-2607

ダイコー㈱海津倉庫の廃棄食品等の全量撤去について

ダイコー株式会社(本社:愛知県稲沢市)が海津市内に賃借していた倉庫内に不正保管して いた廃棄食品等について、全量を撤去しましたのでお知らせします。

- 1 撤去期間 平成28年4月5日(火)から8月30日(火)までの間、延べ60日実施。
- 2 撤去物
 - ・飲料水、菓子類、調味料や包装資材、段ボール類など 2,569 m³。
- 3 撤去者・量の内訳等
- (1) 排出者が確認できた物(2,473 ㎡)
 - ○撤去者 ・排出者(29 社) - 飲料水、菓子類、調味料など
- (2) 排出者が確認できなかった物 (96 m³)
 - ○撤去者 ・倉庫所有者
- -食品抽出後の残液など5 m³
- 海津市
- -段ボールなど 5 m³
- ・㈱フィルテック^(※) -泥状を呈した廃棄食品など 86 ㎡
 - ※㈱フィルテック(本社:可児市、代表取締役 澤田 裕二) からは、地域の生活環境の保全や産業廃棄物処理業者の 社会的信頼向上を目的に、当該廃棄物の処理責任はない にもかかわらず、無償で撤去する旨の申し出があり協力 いただきました。
- 4 再発防止の主な取組み
 - (1) 監視強化
 - ○産業廃棄物処理施設への対応
 - ・県事務所による立入検査の実施(実績(H28.4~8):延べ280回、年1回→2回実施)
 - ・重点検査対象項目に「処理実績が処理能力以下であることの確認」を追加
 - ○食品製造施設への対応
 - ・各保健所の食品衛生監視員 47 名に食品衛生法に加え廃棄物処理法に基づく立入権限を 付与
 - (2) 事業者への指導等
 - ・食品製造業者及び廃棄物処理業者に対する法令講習会を実施し、再発防止策への取組 (マニフェストへの製造番号の記載) を要請
 - ・食品関連団体あてに再発防止対策の要請文書の発出
 - (3) 国への要望
 - ・廃棄物処理法の改正(マニフェスト制度の改善、受託基準の設定、虚偽記載した際の罰 則強化)を要望。